

公告第 161 号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 8 年 6 月 17 日

郡山市長 椎根 健雄

第 1 業務概要

- 1 業務名 令和 8 年度郡山市地域おこし協力隊受入業務委託
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで
- 4 提案上限金額 ￥5,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

第 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（以下「提案参加者」という。）は、次のとおりとする。

（1）次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和 7 年 3 月 28 日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- エ 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- オ 郡山市内に本店、支店又は営業所等（以下「営業所等」という。）があること。
- カ 営業所等を隊員の活動拠点とすることができ、かつ、仕様書「6 業務内容（3）」に記載する隊員のマネジメント業務を担う従業員が勤務（他の営業所等へも通勤等している場合は勤務とはみなさない。）していること。

（2）共同企業体によりプロポーザルに参加する場合は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- ア 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
- イ 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は本市に対して全ての責任を負うものとする。

- ウ (1) のアからエまでの要件については、共同企業体の全企業が満たしていること。
- エ (1) のオ及びカの要件については、共同企業体のうちいずれかの構成員が満たしていること。

第3 実施要領等の入手方法

令和8年度郡山市地域おこし協力隊受入業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式（以下「実施要領等」という。）については、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

郡山市ウェブサイトー入札・契約ポータルサイトー入札情報ーその他の業務

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/182816.html>

第4 担当部局

〒963-8601

福島県郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市役所本庁舎2階

郡山市政策開発部選ばれるまち推進課（担当 遠藤）

電話番号 024-924-2591

電子メール era-machi@city.koriyama.lg.jp

第5 参加申込書、企画提案書及び添付書類の提出

参加申込書、企画提案書及び添付書類（以下「企画提案書等」という。）の提出については、以下のとおりとする。

- 1 提出期限 令和8年7月15日（水）17時15分まで（必着）
- 2 提出場所 郡山市役所本庁舎2階 郡山市政策開発部選ばれるまち推進課
- 3 提出方法 郵送又は持参による。

※ 郵送の場合は、書留等の配達完了の確認ができる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効とする。ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く8時30分から17時15分まで（12時から13時までを除く。）の受付とする。

第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領等に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- 4 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- 5 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

第7 契約候補者の決定

- 1 令和8年度郡山市地域おこし協力隊受入業務に係る選定委員会設置要綱（令和8年6月16日制

定)に基づき設置する委員会(以下「選定委員会」という。)において、実施要領等で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の契約候補者及び次順位者を決定する。

2 審査結果については、郡山市ウェブサイトにて次の内容を公表するものとする。

なお、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。

- (1) 事業者名
- (2) 契約候補者名及び次順位者名
- (3) 各参加者の評価点
- (4) 審査の経過及び審査委員

第8 契約条件

1 提出された企画提案書等について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

2 契約候補者の決定から契約締結までに、「第6 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。

3 契約保証金については、郡山市契約規則(昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。)第8条第1項第5号の規定により免除とする。

4 契約書の作成を要する。

5 委託料の内訳や支払時期は仕様書のとおりとする。なお、支払いについて発注者は、業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に行うものとする。

第9 その他

1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 企画提案書等に関する審査は書面にて実施し、プレゼンテーションは実施しない。ただし、発注者が必要とするときは、対面又は電話等で詳細のヒアリングを実施する。

3 参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提案参加者の負担とする。

4 提出された書類は返却しない。

5 提出された書類は、提案参加者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

6 その他必要な事項は、規則及び実施要領による。